

二条大橋デザイン検討会議の公開に関する要綱

平成 27 年 11 月 30 日決定

(趣旨)

第1条 二条大橋デザイン検討会議（以下「会議」という。）の公開については、京都市市民参加推進条例、京都市市民参加推進条例施行規則及び二条大橋デザイン検討会議開催要綱第7条に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(会議の公開)

第2条 会議は、原則として公開する。

2 前項の規定に関わらず、事務局は、会議を公開することにより非公開情報（京都市情報公開条例第7条に規定する「非公開情報」をいう。以下、同じ。）が公になると認められた場合、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

(公開の方法等)

第3条 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行う。

2 会議を公開するときは、会議を傍聴する者（以下「傍聴者」という。）の定員を原則10人と定め、会議の会場に傍聴席を設けるものとする。

3 傍聴を希望する者が定員を超えるときは、抽選により傍聴者を決定することとする。

4 事務局が必要と認めた場合は、委員の過半数の同意を得たうえで、傍聴者に対して、必要な指示を行うこと及び傍聴する人数を制限することができる。

(傍聴の手続)

第4条 傍聴を希望するものは、会議開始の45分から30分前までに受付で所定の用紙に住所及び氏名を記入するものとする。

(傍聴することができない者)

第5条 次のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (3) 拡声器、はち巻き、腕章、たすき、ゼッケン、プラカード、垂れ幕、のぼり、張り紙、ビラ、その他会議の進行を妨害するおそれのある物を着用し、又は携帯している者
- (4) その他会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴者の守るべき事項)

第6条 傍聴者は、次の事項を守り、静穏に傍聴しなければならない。

- (1) 会議における発言に対し、拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (2) 会議場において発言しないこと。

- (3) みだりに席を離れないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 携帯電話その他音の発生する機器の電源を切ること。
- (6) 会議場において、撮影、録音その他これに類する行為をしないこと。ただし、事務局の許可を得た者はこの限りでない。
- (7) 前各号に定めるもののほか、会議の進行の妨げとなり、又は他の傍聴者の迷惑になる行為をしないこと。
- (8) 事務局の指示に従うこと。

(報道機関の特例)

第7条 報道機関の傍聴について、別に記者席を設けることとする。

- 2 報道機関は、前条第6条の規定に関わらず、会議の冒頭に限り、写真の撮影、録画、録音等を行うことができる。

(傍聴者の退場)

第8条 傍聴者は、会議を公開しないこととする決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 事務局は、傍聴者がこの規定に違反したときは、当該違反行為を制止し、その命令に従わないときは、委員の過半数の同意を得たうえで、当該傍聴者を退場させることができる。

(議事摘録等)

第10条 公開した会議については、会議の終了後速やかに、議事摘録を作成するものとする。

- 2 議事摘録及び会議の資料は、原則として公開する。

- 3 前項の規定にかかわらず、事務局は、次のいずれかに該当するときは、議事摘録及び会議の資料について、全部又は一部を公開しないことができる。

- (1) 会議を公開しなかったとき。
- (2) 議事摘録又は会議の資料を公開することにより、非公開情報が公になると認めるとき。
- 4 前項の規定により議事摘録の全部又は一部を公開しないこととするときは、議事要旨を作成し、公開するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、決定の日から施行する。